

## 2月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 24日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	8日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	16日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	14日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	18日(金)	14:00~16:00	土浦保健所(☎821-5516) 精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	28日(月)	10:00~12:00	

## ■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制
	12日(土)	10:00~15:00		法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律相談	24日(木)	13:30~15:30		法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
法律関連一般相談	10日(木)・25日(金)	13:00~16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	10日(木)・25日(金)	13:00~16:00		
DVヘルプライン(電話相談)	17日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること

## 無料のはずが！高額な契約に！！

## 消費生活センターから

☎823-3928

私たちは無料という言葉に弱いものです。無料で得するとは限りません。相談事例をとおしてタダより高いものはないことを肝に銘じましょう。

◆事例① “無料で日用品を配ります”と誘われて集会場に行った。日用品が無料で配られた後、高額な健康機器の紹介があり、その場の雰囲気に乗せられ契約してしまった。

◆事例② “床下の無料点検をします”と訪問してきた業者に点検してもらったところ、「このままでは家がダメになる」と言われ、高額なリフォーム工事の契約をしてしまった。

◆事例③ “健康食品の無料サンプル”を取り寄せたところ、しつこく購入を勧められ、断りきれずに高額な健康食品の契約をしてしまった。

◆事例④ “エステの無料体験”を試してみた。施術中に高額なコースを勧められ、断るタイミングを失

い契約してしまった。

事例⑤ “無料アダルトサイト”とあったのでクリックし、年齢を入力した途端に登録料99,800円の請求画面が出て消えなくなった。

◆アドバイス 事例①~④は、いずれも特定商取引法で規制される商法です。契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフをすることができます。期間が過ぎても、勧誘方法に問題があったときは、取り消すことができます。

事例⑤は、電子消費者契約法で、消費者の操作ミスによる申し込みとして無効にできる場合があります。申込み内容を確認できる画面が無かったときは、請求に応じる必要はありません。問い合わせることで、個人情報を知られ不当な請求を受ける場合があります。

困った時は消費生活センターに相談しましょう。